

オープンイノベーション促進事業委託業務仕様書

1 事業名

オープンイノベーション促進事業委託業務

2 事業目的

愛知県では、産業の競争力を維持・発展するために、スタートアップを起爆剤とする新たなイノベーション創出の仕組み作りが喫緊の課題であると考え、2018年10月に「Aichi-Startup戦略」を策定した（2023年3月改定予定）。この戦略に基づきスタートアップ・エコシステムを形成し、持続的に発展していくためには、オープンイノベーションによりスタートアップと企業が継続的に新規事業創出、新製品開発等を行い、ビジネスとして成立することが重要である。

本事業は、スタートアップが集積している首都圏等のスタートアップと愛知県内の企業（以下、愛知県企業）とのオープンイノベーションを促進し、もって、県内におけるイノベーション創出・新事業展開を促進することを事業目的とする。

なお、本事業における「愛知県企業」とは、原則として愛知県内に本社を置く企業または愛知県内において事業を実施している企業とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月27日（水）まで

4 事業内容

スタートアップと企業は、業務のスピード感、社内決裁方法など、それぞれの組織特性に大きな違いがある。オープンイノベーションの成功には、両者の認識差異解消、秘密保持契約の調整など密かつ多岐にわたる事項を調整する必要があるため、両者の違いを熟知し、かつオープンイノベーションの経験があるコーディネーター等（本事業では「オープンイノベーションコーディネーター等」と呼ぶ）を配置し、社会実装を目的として次の事業を実施する。

- 事業前半にビジネスマッチングプログラム、事業後半にオープンイノベーションコーディネーター等によるアクセラレーションプログラムを実施し、愛知県企業とスタートアップ両者を支援することで、製品化のサポート等を行う。
- オープンイノベーションへの取組は知識の蓄積・多数の機会の確保等が必要であり、継続的に行うことが重要である。参加した愛知県企業が次年度予算を円滑に獲得し継続的に実施できるよう、企業の次期会計年度予算が固まる前の年末前後に、コーディネーターが企業担当者による役員または予算確保の意思決定者向けの内部プレゼンテーション開催を支援し、幹部等の了解を得る支援を行う。

- オープンイノベーションを効果的に促進するため、スタートアップと愛知県企業との交流を目的とするイベントを実施する。

なお、実施方法については、原則オフラインとするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況又は事業効果を高めることを目的とする場合は、オンラインへの切り替えも対応可能なものとする。

【委託事業の目標】

以上を踏まえて、次に掲げる事項を一体的に行い、オープンイノベーションイベント（商談会）における 50 件以上のマッチング（個別商談等）を実施するものとし、アクセラレーションプログラムにおいて 5 件以上の具体的な成果（秘密保持契約締結、実証実験の実施、協業、製品化又は資本提携等）に繋げるものとする。

なお、当目標値については、スタートアップ又は愛知県企業をそれぞれ一方の主体とし、スタートアップ同士、愛知県企業同士による成果は認めない。

（1）オープンイノベーション事業の実施

ア 業務内容

- オープンイノベーションコーディネーター等を配置して、通年で愛知県企業、スタートアップの事業共創に係るフォローアップ、調整を行うとともに、事業前半に、オープンイノベーションイベント（商談会）を開催する。また、オープンイノベーションイベント後、オープンイノベーションコーディネーター等がアクセラレーションプログラム（※）を実施し、製品化のサポートを支援する。
- 愛知県企業に対して、オープンイノベーションの実施に係るノウハウ習得を目的とした研修等を実施する。
- オープンイノベーションコーディネーター等により、参加した愛知県企業がオープンイノベーションに係る次年度予算を円滑に獲得できるようにするため、年末前後に企業担当者による役員または予算確保の意思決定者向けの内部プレゼンテーション開催を支援する。
- ※ アクセラレーションプログラム：本事業においては、短期間で社会実装することを目的に、オープンイノベーションコーディネーター等によるメンタリング（面談）、実証実験支援等あらゆる必要な支援を行うプログラムを想定している。

イ 実施体制

- オープンイノベーションコーディネーター等は、週当たり 5 日間（原則として月曜日から金曜日）必要に応じてオンラインまたは対面で面談等に対応できる体制とすること。
- オープンイノベーションコーディネーター等は必ずしも専従である必要はない

が、専従でない場合は必ず複数人体制とし統括者1名を定めること。

- 首都圏及び愛知県内にオープンイノベーションコーディネーター等が活動できる体制の整備、旅費の確保、オンラインでの相談・連絡体制確保等、特にアクセラレーションプログラム及び愛知県との調整等が円滑に行える体制とすること。

ウ 事業活動報告等

- 事業の効果的な推進のための広報やセミナーを適宜実施すること。
- 事業成果を広くPRするため、成果報告会を原則オフラインで開催すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況又は事業効果を高めることを目的とする場合は、オンラインへの切り替えも対応可能なものとする。また、県が実施する他の事業と合同で成果報告会を行う場合、県が必要とする場合は参画することとし、その際の費用は必要分を負担すること。
- 月1回程度、愛知県に対して事業活動状況報告を行うこと。事業年度を超えるような継続的な案件に円滑に対応できるよう、当該活動状況報告は、組織的に共有しやすい平易な内容とすること。

(2) オープンイノベーション・ネットワーキングイベントの開催

ア 業務内容

- オープンイノベーションの促進等を目的として、スタートアップ等と愛知県企業を対象としたネットワーキングイベントを東京都内と愛知県内で各1回開催し、参加者の募集等を含むイベントに関する一連の業務を行う。
- 開催時期は、令和5年7月から令和6年1月までの期間を目安とする。
- 愛知県内での開催場所は、愛知県が指定する候補での調整を可能な限り行うこと。
- 各イベントは以下の考え方を踏まえて実施するものとし、それぞれにおいて、基調講演、メインプログラム終了後の参加者同士の交流会を盛り込むものとする。
- 参加者の規模は、各回100名程度を目安とする。

イ 各イベントの考え方

	東京都内での開催イベント	愛知県内でのイベント
発表者	スタートアップとの連携を望む愛知県企業 3～5社程度 オープンイノベーションの専門家 等	主に首都圏等のスタートアップ 3～5社程度 オープンイノベーションの専門家 等
聴衆	首都圏等のスタートアップ 首都圏が本社所在地の企業のうち愛知県で事業を実施している企業 等	愛知県企業、愛知県企業を顧客に持つ金融機関 等
概要	愛知県企業のオープンイノベーションに係る動向等を首都圏等スタートアップなどに提示し、ネットワーキングを図る。また、PRE-STATION Ai 入居者募集に係るスタートアップに対するPRを行う。	オープンイノベーションに係るトレンド、首都圏等スタートアップの動向等を愛知県企業や顧客ネットワークを有する金融機関等に提示し、ネットワーキングを図る。また、PRE-STATION Ai 入居者募集に係るスタートアップに対するPRを行う。

(3) 共通事項

ア 情報発信

事業の効果的な推進のための広報やセミナーを適宜実施するとともに、参加者募集やイベント実施、事業実施結果及び事業成果の情報発信のためにWEBページを作成すること。また、SNS等を用いて、効果的な情報発信を行うこと。

イ 愛知県企業及びスタートアップに対する事業内容説明

必要に応じて、愛知県企業及びスタートアップに対して本事業内容に係る説明をオンラインまたは対面にて実施すること。

(4) その他事業への連携・協力

県と調整のうえ、Aichi-Startup 戦略（県の実施する事業を含む）、STATION Ai(株)が実施する事業、グローバル拠点都市関連事業等、他の事業との連携・協力を行う。

5 成果物

- ・ 事業実施報告書（A4版縦） 3部
- ・ 上記の電子データ 1式
- ・ その他、県が指示したもの

※電子データは県が指定する形式で作成すること。

6 納入場所

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課

7 スケジュール（予定）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	企業募集	企業選定	研修等	オープンイノベーションイベント調整		アクセラレーションプログラムの実施					
	★記者発表、SNS等による情報発信			スタートアップの募集		★オープンイノベーションイベント		企業内プレゼン			★成果発表会
		ネットワーキングイベント参加者募集	★ネットワーキングイベント（東京）					ネットワーキングイベント参加者募集		★ネットワーキングイベント（県内）	

※スケジュールは予定であり、より効果的な事業実施に資するのであれば、見直しも可

8 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、本委託業務を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本委託業務の内容については、本仕様書及び「オープンイノベーション促進事業委託業務企画提案書募集要項」に基づいて提出した企画提案書の内容を遵守することとし、本委託業務の実施にあたっては、県と十分協議すること。
- (3) 本委託業務における打合せや会議等については、議事録を作成し、その都度、県に報告すること。
- (4) 本委託業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (7) 本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (8) 本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (9) 本委託業務は国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を利用

するものである。本委託業務完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。

- (10) 本委託業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (12) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。
- (13) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と受託者の協議により定めるものとする。